

※必要事項を記入の上、PDF で、以下のメールアドレス宛にご返信ください。なお、解約の効力は「解約申込日」に生じますので、同日限り、契約期間（利用期間）終了となります。

[info@oasis-kagoshima.com](mailto:info@oasis-kagoshima.com)

## 利用契約解約申込書

私は、別紙の各規定を了承・遵守の上、以下のサービスについて、解約申込をします。

（以下、該当するものに○を付してください。）

1. OASIS 会員
2. 郵便ポスト提供サービス（法人登記場所提供サービス付き）

氏名(名称)： \_\_\_\_\_

登録メールアドレス： \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

解約申込日： 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

以 上

## 別紙

### ※サービスオフィス利用規約より抜粋（「甲」＝弊社, 「乙」＝会員）

#### 第11条（退会）

1 乙は、本利用契約期間中であっても、所定の様式によりいつでも本利用契約の解約を申し出ることができる。但し、解約申出時点ですでに支払済みの会費及び利用料は返金せず、乙は、解約月の月末まで（ただし、OASIS 会員は、支払日から1か月分）の会費及び利用料を負担するものとし、甲に対し日割りによる返金を請求することもできない。なお、会費及び利用料が自動引落しの場合は、当該引落予定日の前日までに解約の申し出をしない限り、乙は、甲に対し、自動引落された会費及び利用料の返金を請求することもできない。

2 本利用契約期間の終了までに、乙は、甲より貸与を受けているもの等について、甲に返還しなければならない。

3 本利用契約期間中に、本施設を乙の法人の本店又は支店所在地として登記している場合は、本利用契約終了の際にこれを抹消又は移転登記するとともに、当該登記完了後の商業登記簿謄本をもって甲に届け出るものとする。

4 本利用契約期間中に、本施設住所への郵便物の送付を行っている場合は、利用契約終了と同時に乙は郵便局に転送届を提出するものとする。利用契約終了後に送達された郵便物については、甲は乙に連絡することなく即座に廃棄・処分することができ、これに対し乙は一切の異議を述べない。

### ※郵便ポスト提供サービス（法人登記場所提供サービス付き）利用申込書【誓約事項】より抜粋

- ⑧ 利用期間を遵守し、利用契約終了後本ポストに残置された郵便物は貴社が直ちに処分すること及び当該処分にかかる一切の費用を申込者が負担すること。
- ⑨ 利用期間終了日の2日前までに更新しない旨の通知をしない限り、利用期間終了日の翌日から1か月毎に利用契約が自動更新され、月額料金が発生すること。
- ⑩ 利用期間中に解約しても解約月の末日分までの料金が発生し日割による精算は行われないこと。